

4-2 令和6年度 上越市立美守小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 改正

1 いじめ防止についての基本的な考え方

<いじめの定義>

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめやいじめ類似行為※1を受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。また、「どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる」問題であり、「いじめを生まない、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。子ども一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

※1 いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと）の高いものをいう。

2 いじめ防止対策組織の設置

（1）設置の目的と構成員

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携する。

（2）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員研修で「いじめ防止基本方針」の教職員への周知と共通理解を図る。
- ・各種アンケート、教育相談等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

イ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・子どもの教育について、第一義的責任を負うのは保護者であり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、家庭と連携する。
- ・年度初めに保護者会や学校だより、ホームページ等を通して「いじめ防止基本方針」について周知する。その後、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

- ・意識啓発内容（子どもの前で他の子どもを批判するなど、いじめを誘発・助長するような言動をしないことなど）の企画・実施をする。

ウ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・すこやかアンケート、QUアンケート、学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・いじめ事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・重大事案は、発生後3か月間注意深く見守り、いじめやそれに類する事案がないことを被害児童とその保護者に確認し、いじめ対策委員会での協議の上、解消とする。問題が解消したと判断した場合も、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、その後も子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・子どもの関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・児童が協力しながら問題解決に向けてのかかわり方のスキルを学ぶ活動（SSE）を全校体制で計画的に実施する。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、子どもがインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・アンケートに基づく教育相談を1、2学期に実施し、子どもの小さなサインを見逃さないようにする。記名によるアンケートは被害者保護の観点から私語厳禁で行い、裏面にて担任が回収する。匿名のアンケートは、自宅にて記入し、封をしたものを回収する。（年間1回）
- ・教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめ相談窓口（担任及び教頭）、外部相談機関を紹介し、子どもが相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害者を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害者には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが起きた集団に働きかけ、いじめを見過ごさない、起こさない集団づくりを行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の対応の流れ」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（7月・12月）し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度初めに保護者へ配付し、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 定期的に行う「子どもを知る会」で、生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。
- (5) 児童アンケートは、5年保存する。

重大事態発生時の対応の流れ

<想定される重大事態>

○いじめやいじめ類似行為により児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

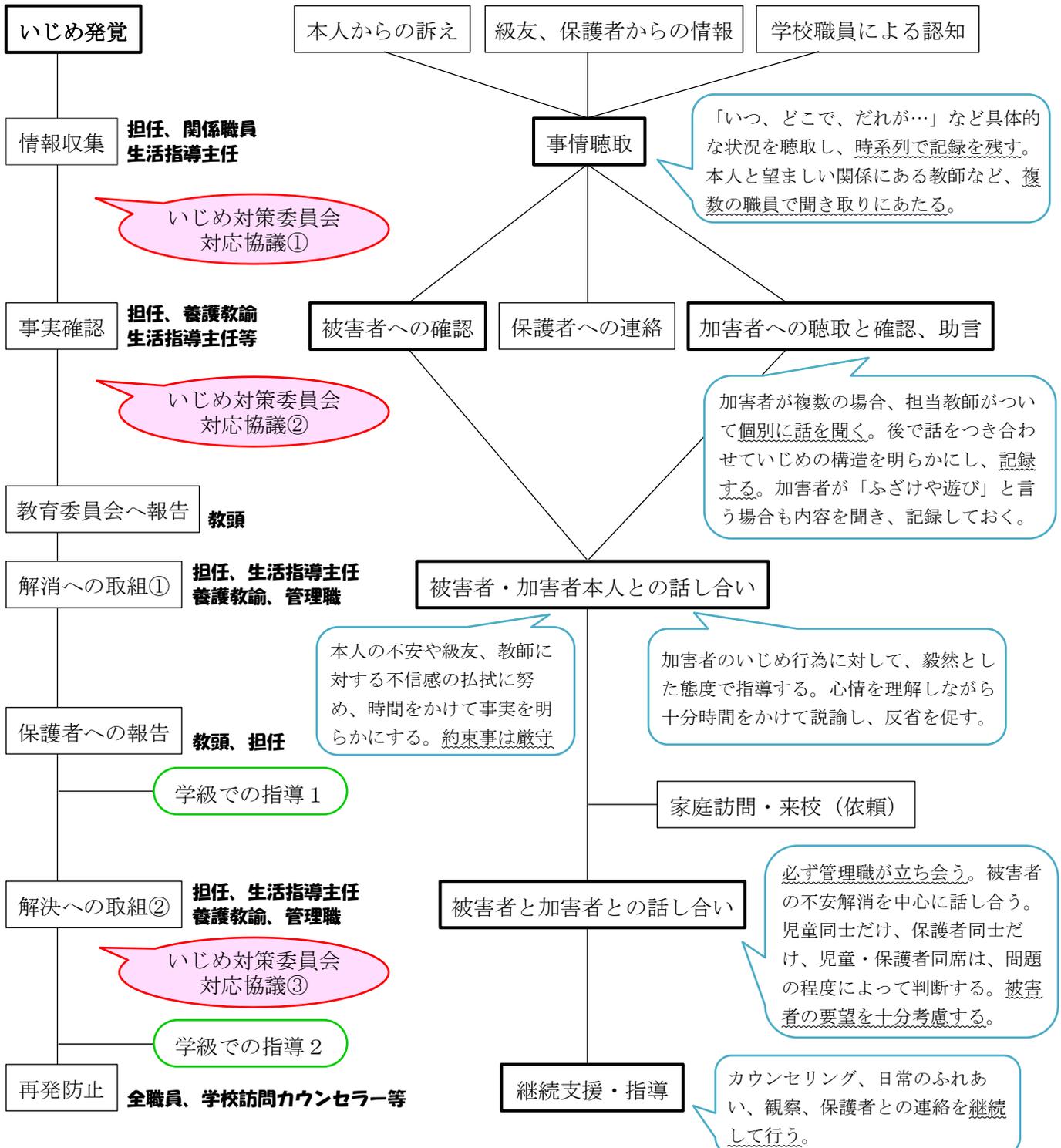
- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめやいじめ類似行為により児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席している場合には、日数目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

○児童や保護者から「重大事態」に至ったと申し立てがあった場合

※「素早い対応」「関係機関との連携」を常に心掛け、必ず「全校体制」で取り組む。



<取組の年間計画>

期	「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
1 期 (4・5月)	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 (職員研修①) ○基本方針の保護者への説明内容確認 ○ホームページ掲載	○相談室や学校訪問カウンセラーの児童や保護者への周知 ○学級開き ○よろしくマイファミリー ○ファミリー遠足 ○全校SSEの実施	○子どもを知る会 ○いじめ相談窓口の子どもや保護者に対する周知 ○発育測定	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○家庭訪問(自宅確認)
2 期 (6・7月)		○学校カウンセラーとの連携 ○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○全校SSEの実施	○子どもを知る会 ○Q-U アンケート① ○教育相談 ○学校生活アンケート(1学期末)	○学校運営協議会委員への授業公開といじめ防止基本方針の説明 ○学級懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○個別懇談
3 期 (9・10月)		○白山防災学習 ○全校SSEの実施 ○人権教育、同和教育授業公開(参観)	○子どもを知る会 ○発育測定	○学校運営協議会委員への授業公開といじめ実態説明、取組評価
4 期 (11・12月)	○職員研修②	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○保健指導(命の大切さ) ○情報モラル指導(ネットトラブル) ○全校SSEの実施	○子どもを知る会 ○Q-U アンケート② ○教育相談 ○学校生活アンケート(2学期末)	○個別懇談 ○保護者への学校評価アンケート
5 期 (1・2・3月)	○学校関係者評価の結果を検証し、「学校いじめ防止基本方針」の見直し	○ありがとうマイファミリー ○卒業式	○子どもを知る会 ○発育測定	○学校運営協議会委員による評価 ○学校運営協議会委員への授業公開
通 年	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討 ○生徒指導フォルダを利用した情報共有	○道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○すこやかアンケートと教育相談(毎月末) ○学校訪問カウンセラーによる相談	○あいさつ運動の実施(学期に1~2回)

※ ゴシック体は、市の学校いじめ防止基本方針にのっとり、学校が実施すべき施策